

議案第99号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関連条例の整理に関する条例

(安曇野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第1条 安曇野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年安曇野市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第11号」に改める。

(安曇野市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 安曇野市個人情報保護条例(令和2年安曇野市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第35条中「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年11月22日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第100号

安曇野市総合計画審議会条例の一部を改正する条例

安曇野市総合計画審議会条例（平成18年安曇野市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「市長の諮問に応じ、総合計画に関する」を「次の」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 総合計画の策定に関すること。
- (2) 安曇野市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び効果検証に関すること。

第5条第1項中「当該諮問に係る調査及び審議が終了するまでの間」を「2年」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（委員の任期の特例）
- 2 この条例による改正後の安曇野市総合計画審議会条例第5条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後、最初に市長が委嘱する委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

令和3年11月22日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第101号

安曇野市児童館条例の一部を改正する条例

安曇野市児童館条例（平成17年安曇野市条例第103号）の一部を次のように改正する。

第2条の表安曇野市立穂高北部児童館の項位置の欄中「安曇野市穂高有明1766番地3」を「安曇野市穂高有明996番地2」に改める。

第4条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第5条中第3号及び第4号を削り、同条第5号中「南穂高児童館」を「安曇野市立南穂高児童館（以下「南穂高児童館」という。）」に改め、同号を同条第3号とし、同条第6号を同条第4号とする。

第10条の見出し中「利用」の次に「許可」を加え、同条第1項第4号中「設備をしたとき。」を「設備を設けて、これを使用したとき。」に改める。

第14条中「その他の物件」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の安曇野市児童館条例に基づく指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、前項のただし書の規定の施行の日前においても行うことができる。

令和3年11月22日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第102号

安曇野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

安曇野市国民健康保険条例（平成17年安曇野市条例第136号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万4千円」を「40万8千円」に改める。

第8条第1項中「世帯主に対し精神給付金として、」を「世帯主に対し、精神給付金として」に改める。

第8条の2第1項中「（大正11年法律第70号）」を削る。

第17条第1項第1号中「増すう」を「増加」に改める。

第20条の前の見出しを削る。

第22条中「、国民健康保険税」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第8条第1項の改正規定、第8条の2第1項の改正規定、第17条第1項第1号の改正規定、第20条の前の見出しを削る改正規定及び第22条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の安曇野市国民健康保険条例第6条第1項の規定は、令和4年1月1日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

令和3年11月22日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第103号

安曇野市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市が設置する学校における学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (2) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。
- (3) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食に要する経費をいう。

(学校給食の実施)

第3条 市は、市が設置する学校において学校給食の実施に努めるものとする。

(学校給食費等の徴収)

第4条 市長は、保護者から学校給食費を徴収するものとする。

- 2 市長は、児童又は生徒以外の者に学校給食に相当する飲食物を提供すると認めたときは、当該者から当該学校給食費に相当する実費負担額を徴収するものとする。

(学校給食費の額等)

第5条 学校給食費の額、納付方法、納付期限等は、規則で定める。

(督促)

第6条 市長は、学校給食費を納付期限までに納付しない保護者があるときは、期限を定めて、これを督促しなければならない。

(遅延損害金)

第7条 保護者は、納付期限後に学校給食費を納付する場合には、当該学校給食費に、その納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、遅延損害金の額を加算して納付しなければならない。

- 2 前項の遅延損害金の額の計算については、安曇野市税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例（平成17年安曇野市条例第86号）第5条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「延滞金」とあるのは「遅延損害金」と、「税外収入金」とあるのは「学校給食費」と、「納期限」とあるのは「納付期限」と、「納入」とあるのは「納付」と、「延滞金額」とあるのは「遅延損害金の額」と読み替えるものとする。

(学校給食費の減免)

第8条 市長は、保護者が天災その他やむを得ない事由により学校給食費を納付することが困難であると認めるときは、学校給食費を減免することができる。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月22日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第104号

安曇野市体育施設条例の一部を改正する条例

安曇野市体育施設条例（平成18年安曇野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（安曇野市マウンテンバイクコースの利用制限）

第6条の2 体育施設のうち安曇野市マウンテンバイクコース（以下「マウンテンバイクコース」という。）を利用する場合において走行に用いることができる車両は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第11号の2に規定する自転車であって、次のいずれにも該当するものに限る。

（1） オフロード走行用に耐えうる車両であること。

（2） 必要な整備が行われた車両であること。

2 マウンテンバイクコースを利用できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1） 安全な利用に係る講習を修了している者

（2） 長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例（平成31年長野県条例第6号）第14条第1項に規定する自転車損害賠償保険等に参加している者又は市のレンタルバイクを利用する者

第7条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項に規定するもののほか、教育委員会は、マウンテンバイクコースの利用許可を受けようとする者が前条に規定する条件を満たさないと認めるときは、当該利用許可をしないことができる。

第15条第1項第2号中「第7条第3項」を「第7条第4項」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4） 天候の急変その他の事情により、利用者の安全が確保できないおそれがあるとき（マウンテンバイクコースに限る。）。

第16条第1項中「第4号」を「第5号」に改める。

別表第1 安曇野市堀金多目的屋内運動場の項の次に次のように加える。

安曇野市マウンテンバイクコース	安曇野市堀金烏川11番地1
-----------------	---------------

別表第2の6 その他の体育施設の表を別表第2の7とし、別表第2の5 安曇野市明科地域体育施設の表の次に次の1表を加える。

6 安曇野市マウンテンバイクコース

区分	単位	使用料（円）	利用時間	利用期間	休場日
個人利用	1人1日につき	200	4月20日から9月30日までは、午前9時から午後4時まで 10月1日から11月30日までは、午前9時から午後3時30分まで	4月20日から11月30日まで	月曜日、火曜日及び木曜日 管理上支障があると認められるとき
専用利用	1回1日につき	20,000			
レンタルバイク	1台1時間につき	300			
ヘルメット	—	無料			
備考 休場日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日に該当するときは、当該日は開場するものとする。					

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月22日 提出

安曇野市長 太田 寛